

占冠村内で宿泊業を営まれている事業者の皆さまへ

占冠村宿泊税導入対応支援金

占冠村宿泊税が円滑に導入できるよう、占冠村内で宿泊業を営まれる宿泊事業者の皆さまへ支援金を交付します。

I 占冠村宿泊税システム整備支援金

1) 支援金を受けることのできる宿泊事業者

旅館業法第3条第1項の許可を受け占冠村で営業をしている
住宅宿泊事業法第3条第1項の届出をし、占冠村で事業を営んでいる
占冠村宿泊税の特別徴収義務者の登録をしている
引き続き、宿泊施設の営業を行う意思がある
北海道宿泊税システム整備費補助金の交付を受けているなど

2) 支援金の金額

北海道宿泊税システム整備費補助金の交付額と同額
※詳細は北海道のホームページでご確認ください。

3) 申請書

占冠村宿泊税導入対応支援金交付申請書（別記第1号様式）

4) 添付書類

北海道宿泊税システム整備費補助金の額の確定通知の写し
※北海道宿泊税システム整備費補助金交付申請を北海道が指定する日までに行い、道補助金の額の確定通知を受けていることが必要です。

5) 申請書の受付

令和7年12月8日～令和8年3月31日

2 占冠村宿泊税導入支援金

1) 支援金を受けることのできる事業者

旅館業法第3条第1項の許可を受け占冠村で営業をしている
住宅宿泊事業法第3条第1項の届出をし、占冠村で事業を営んでいる
占冠村宿泊税の特別徴収義務者の登録をしている
引き続き、宿泊移設の営業を行う意思があるなど

2) 支援金の額

施設の部屋数に応じ下記の表のとおり

※住宅宿泊事業を営んでいる場合は施設数に限らず表のとおり

許可・届出区分	許可を受けた客室数	交付金の額
旅館業法	10部屋未満	5万円
	10部屋以上50部屋未満	10万円
	50部屋以上100部屋未満	20万円
	100部屋以上	30万円
住宅宿泊事業法	一	3万円

3) 申請書

占冠村宿泊税導入対応支援金交付申請書（別記第1号様式）

4) 添付書類

旅館業法に基づく営業許可証の写し

客室数がわかる書類

※占冠村へ提出した宿泊税特別徴収義務者申請書の写し又は、占冠村から通知された宿泊税特別徴収義務者申請受理通知書の写しでこれに代えることもできます。

5) 申請書の受付

令和7年12月8日～令和8年3月31日

お願い！！ 支援金を受けられない場合がありますので、必ず占冠村宿泊税導入対応支援金交付要綱をご確認ください。

【占冠村宿泊税導入支援金の紹介URL】

『宿泊税事業者の皆さまへ』

<https://www.vill.shimukappu.lg.jp/shimukappu/section/kikaku/dnoqph0000001wb.html>

お問い合わせ・申請書送付先
079-2201 勇払郡占冠村字中央
占冠村企画商工課地域振興対策室
電話0167-56-2124